

## Sun-Sac オークション参加規約

有限会社 田代造園（以下、「当社」という。）が、Sun-Sac オークションその他の名称のもとに行う植物他の競売（オークション）は、本規約に従い行われます。競売品の売却を委託する者、競売品の買受けを希望する者、当社との間で売買契約が成立した者およびその他関係者は、本規約を承認し、これに従わなければなりません。ただし、当社との間で別途の合意がある場合には、その合意が優先します。

### 第一章 競売（オークション）対象品等

#### 1. 競売（オークション）対象品

当社は、競売を主催することにより、売却することを委託された樹木他販売品（以下「出品販売品」という。）を競売の方法により売却します。

#### 2. 状態（コンディション）

出品販売品は、その性質上古いものであるため、現状有姿のまま売却されるものであり、当社は出品販売品のキズ、その他の欠陥、損傷、経年劣化等の瑕疵について責任を一切負いません。

#### 3. 下見会（プレビュー）

（1）当社は、競売の前に下見会の期間を設けます。

（2）出品販売品の買受け希望者は、下見会で競売対象品を自己の判断責任において見分し、買受けの申し出をしなければなりません。

（3）当社は、下見会に入場を希望する者に対し、身分を証明できるものの提示を求めることができ、求められた者はそれを提示しなければなりません。また当社はその裁量によって、希望者に対して下見会への入場を拒否し、または入場後に退場させることができます。

（4）当社は、下見会に入場した者が出品販売品にキズ、その他の損傷を与えた場合には、その者に対して損害賠償を求めることができます。

（5）下見会の日程及び期間は、事前に当社のホームページ、フェイスブックや各所張り紙、配布チラシにて告知します。また、これらは、当社の裁量により変更される場合があります。当社は、下見会の日程及び期間の変更に伴う一切の責任を負わないものとします。

#### 4. 図録等（カタログ）

（1）当社は、出品販売品について、買受け希望者の参考に供するため、図録（カタログ）の作成と必要に応じてコンディションレポートを作成し、当社ホームページに掲載と、当社にて書面配布し、買受け希望者の閲覧に供します（以下「図録等」といいます。）。

（2）図録等の図版は、あくまで出品販売品の特定および参考のためのものであり、現物の色調や形状お

よび欠陥などを正確に伝えるものではなく、状態、品質を示すものでもありません。

(3) 図録等に記載された名称、形状等の事前の参考情報は、あくまで買受け希望者の参考に供するためのものであり、当社はこの記載の誤り、現物との相違など事実と異なる点があったとしても、一切の責任を負いません。買受けを希望する者は、下見会において現物を見分、調査し、自己の判断責任に基づいて買受けの申し出をしなければなりません。

(4) 図録等に記載された販売額はあくまで当社が買受け希望者の参考として供するものであり、実際に競売により売買される価格（落札価格）は、この評価額の下限を下回ることもあれば、上限を超えることもあります。ただし、最低売却価格（リザーブ価格。この価格は販売額の30%。）を下回る価格では、原則として売却されません。

(5) 図録等に記載された説明は、予告なく変更されることがあります。この変更は、競売の会場における書面もしくは口頭にてなされます。買受け希望者は、自らの責任において、事前の変更内容を確認しなければなりません。変更がなされた場合は、変更された内容により競売がなされたものとみなします。

(6) 図録等記載情報と現物との差異を理由とする落札後の売買契約解消には、一切応じられません。

(7) 当社の許可なく、図録等（画像、記事等）の無断転載、転用を禁止します。

## 第二章 競売（オークション）

### 5. 登録および参加方法

(1) 競売に参加を希望する者は、事前に、もしくは競売当日の会場受付にて、当社の指示に従い、所定の書式に住所、氏名および必要事項を記載して提出する方法（以下「一般登録」という。）、または、当社ホームページ上の所定のフォームに住所、氏名および必要事項を記載して送信する方法（以下「オンライン登録」という。）によって登録を行うことにより参加できます。競売は、「**せり上げ方式**」のみで行われます。

(2) 当社は、**登録希望者に対し、身分を証明できるものの提示**を求めることができ、求められた者はそれを提示しなければなりません。また、当社はその裁量によって、登録希望者の登録を拒否することができます。

(3) 日本国内に住所または居所を有しない自然人及び日本国内に主たる事務所を有しない法人（以下「国外買受け希望者」という。）は、日本国籍もしくは、これに準じる保証人をたてることによりのみ、登録を行うことができます。

(4) 事前に登録した参加希望者は、当日受付にて登録の確認を受けなければなりません。その際、当社は身分を証明できるものの提示を求めることができ、求められた者は、それを提示しなければなりません。登録の確認ができないときは当社の裁量により会場への入場を拒否することができます。

## 6. 参加者番号カード

(1) 当社は、登録した者に対し、競売の日の当日、会場受付において参加者番号カードを交付し、貸与します。

(2) 競売参加者は、自らの参加者番号カードの番号を常時認識し、競売人が随時述べる番号に注意を払わなければなりません。また、競売人により参加者番号カードを見やすく揚げるよう求められたときは、直ちにその指示に従わなければなりません。

(3) 競売参加者は、参加者番号カードを紛失したときは直ちに会場内の当社係員に通知しなければなりません。また、競売終了時または、途中退場時には、直ちに参加者番号カードを当社に返還しなければなりません。

(4) 競売参加者は、参加者番号カードを善良なる管理者の注意および責任をもって取り扱わなければならないと、一切貸借してはいけません。また、紛失、盗難、貸借等により起こりうる事故等については競売参加者が自らその責任を負い、当社は一切その責任を負いません。

## 7. 競売（オークション）の方法

(1) 競売（オークション）は、当社が選任する競売人（オークショニア）の進行のもとでせり上げ方式により行われ、せりの第一声およびせり上げ幅に関しては、競売人の自由裁量とします。なお、競り上げ価格には、消費税および発生する場合のその他諸経費（運送費用等。以下同じ。）を含まない価格とし、競売参加者は、落札し売買契約が成立した際は、当社に対し落札価格に対する所定の消費税およびその他諸経費を合わせた金額を支払うべきことをあらかじめ承認します。

(2) 競売参加者は、当社から承認を受け、登録された者として扱われます。また、競売売却委託者と事前に同意が交わされた場合を除き、当社は、売却委託者の名前を公表しません。

(3) 競売人は、競売人の自由裁量で、自ら競売に参加することができます。

(4) 競売参加者の間、または競売人と競売参加者との間で紛争が生じた場合は、再競売、または競売人の判断をもって最終の落札者を決定し、競売関係者は、すべてその決定に従わなければなりません。また、競売人は、あらゆる買受けの申し出に対し競売人の自由裁量でこれを拒否することができます。

(5) 競売参加者は、あらかじめ当社に対し別の者の代理人もしくは使者として参加を希望する旨を書面によって通知し、当社がその旨を書面で承認した場合を除き、本人として参加を希望したものとします。なお、複数の者が共同の名義により出品販売品の買受けの申し出をすることはできません。

(6) 落札希望者は、交付された参加者番号カードを競売人に判別しやすいように揚げること、言葉とジェスチャー等によって落札の意志を競売人へ伝達します。落札希望者は、自らの判断で競売人へ伝達がな

されていないと判断したときは、直ちに競売人の注目をひくべき行動をしなければなりません。

(7) 落札希望者は、より高額な落札希望があるまで、その競り上げ価格に拘束され、より高額の落札希望が現れ、競売人に認められたときに当該競り上げ価格は失効します。

(8) 落札の最終決定は、競売人が最高額の落札希望価格を複数回呼び上げた後、「決定」を宣言します。その時点でその最高額の希望価格を申し出た者を落札者としします。ただし、競売人が競売の続行を必要と判断した場合、その裁量により競売を再進行することができます。最終決定がされた時点で、当社と落札者との間で、当該出品販売品につきその落札価格を売買価格とする売買契約が成立し、落札者は、当社に対し落札価格に対する所定の消費税を合わせた金額を支払うべき義務が生じます。

(9) 競売人が次の出品販売品の競売に着手した後は、何人も落札者の決定された競売について異議を申し立てることはできません。

### 第三章 落札者

#### 8. 購入代金

(1) 落札者は、当社に対し落札価格のほかに、消費税として、8パーセントを加算した合計額を支払わなければなりません。また、運搬や植付を希望する場合は、その費用とそれにかかる消費税8%を支払わなければなりません。

(2) 落札者は、当社に対し落札価格及び消費税、また、運搬や植付を希望する場合は、その費用及び消費税の合計額（以下この合計額を「購入代金」という。）を競売開催日から7日以内（ただし、この期間の最終日が当社の非営業日に当たるときは、その翌日とする。）に日本円により現金、銀行法に規定する銀行及び信用金庫の自己宛振出小切手、または下記銀行口座に対する振込み送金により（支払い期限内に送金が到達することを要する。）支払わなければなりません。

#### 銀行振込口座

口座名

有限会社 田代造園

北九州銀行

直方支店 普通 0051038

福岡ひびき信用金庫

木屋瀬支店 普通 0160013

福岡銀行

小嶺支店 普通 0449450

西日本シティ銀行  
小嶺支店 普通 0214667

## 9. 落札品引渡し

(1) 当社は、落札者が購入代金の支払いを完了した後、落札品を引渡します。ただし、落札者が購入代金の他に、当社に対し履行期に達している他の債務（保管および保険の費用を含む。以下同じ。）を負担している場合は、購入代金の他にその債務の全てを履行するまで、当社は落札品の引渡しを致しません。（以下、購入代金および履行期に達している当社に対する全ての債務を「購入代金等」という。）

(2) 落札者は、購入代金等を完済した後、支払い期間内に当社または当社の指定する場所において落札品を引取らなければなりません。落札者自身が当該場所において引取りができないときは、落札者の責任と費用負担において代理人または使用者による引取り、もしくは運送業者への運送を委託することができます。これは、当社に運搬や植付を委託した場合は除きます。

(3) 当社が運搬や植付を受諾した場合を除き、引取り費用は、落札者の負担とし、引渡し時点（当社が落札者、その代理人または使用者、もしくは運送業者に引渡した時点をいう。）以降の事故については、一切の責任を負いません。落札者の求めにより、当社が運搬や植付を受諾した場合は、これを除く。

(4) 落札者は、引取りにあたり、落札品を検品することができ、落札者が現実に検品したか否かを問わず、当社が落札品を落札者（代理人、使用者、運送業者を含む）に引渡したときは、当社に故意または重大な過失がある場合以外、落札者は、引取り時点以降は、落札品違い、毀損または汚損の主張もしくは、落札品違い、毀損または汚損を原因とする契約解除、その他一切の請求を当社に対してすることができません。ただし、当社が誤って、落札品と別の販売品を引渡した場合は、当社は、その返還を求めることができ、落札者はその求めに応じなければなりません。

## 10. 危険負担および所有権の移転

(1) 落札者は、落札品の売買契約が成立した時点以降、落札品の危険を負担します。（当社の責に帰すべからざる理由によるものである場合の滅失、紛失、盗難、毀損、汚損等は、落札者の負担とし、落札者は、購入代金の支払いを免れる事はできません。）

(2) 落札者が、購入代金等の支払いを完了し、かつ、当社が落札品を落札者に引渡すまでは、落札品の所有権は、落札者に移転せず、落札者が購入代金等を完済した後、当社が落札品を引渡した時点で、当該落札品の所有権は、落札者に移転します。

## 11. 支払い期限の猶予

(1) 落札者が、書面による購入代金等の支払い期限の猶予を求めた場合、当社は、落札者に対し書面により期間を定めてその支払いを猶予することができます。ただし、落札者は、支払い期限の猶予を求める

権利はなく、当社が落札者に対し支払い期限の猶予を与えるか否かは、当社の自由裁量によります。

(2) 落札者は、猶予期間の利息（利率は、当社が随時定め、書面により通知します。）を支払わなければなりません。

(3) 落札者において、他の債務につき仮差押または強制執行を受けたとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生法手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき、振出した手形または小切手が不渡りとなったとき、または当社に対する債務が一部でも履行を遅延したときは、落札者は、当社から何らの催告、通知をすることなく支払い期限の利益を喪失し、直ちに購入代金等を支払わなければなりません。

## 12. 保管および保険に要する費用

(1) 落札者は、支払い期間内は、保管および保険に要する費用を支払うことを要しません。落札者が、支払い期間内に落札作品の引取りができないときは、支払い期間終了後引取りの時までの保管および保険に要する費用を支払わなければなりません。ただし、保険を付することは、当社の義務ではありません。

(2) 当社が落札者に対し支払い期限の猶予を与えたときは、落札者は支払い期間の最終日の翌日から落札者が購入代金等を完済し、落札作品の引取りをするまでの間の保管および保険に要する費用を支払わなければなりません。

## 13. 落札者の債務不履行

落札者が、支払い期限までに購入代金等の全額を支払わないときは、以下の定めに従います。

(1) 落札者は、支払い期限の日の翌日より全額の支払いを完了するまで購入代金等の未払残金について、年 14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければなりません。

(2) 支払い期間終了後の落札品の保管は、当社の裁量により、当社が適当と認めた方法で保管するものとし、落札者の引取り以前に落札品が滅失、紛失、盗難、毀損、汚損等した場合、当社は当社の故意または重大な過失によるものである場合以外、一切の責任を負わないものとし、落札者は、購入代金等の支払いの義務を免れません。また、当社は、この間、当該落札品に保険を付する義務を負いません。

(3) 当社が落札者に購入代金等の支払いを催告しても支払わない場合、当社は売買契約を解除することができます。ただし、当社に登録または通知のあった落札者の住所に送付した催告兼解除通知書が受取人不在、不明で返送された場合、または、落札者が催告兼解除通知書の受取りを拒否した場合は、催告兼解除通知書が落札者に到達しなくても当該通知書に記載した支払い期限を経過した時点で解除することができます。登録または通知のあった住所に催告兼解除通知書が通常到達すべき時点で売買契約は解除されたものとみなすものとし、落札者はあらかじめこれを承認します。

(4) 売買契約が前項により解除された場合、当社は落札品を最低売却価格を設定することなく競売または随意契約により第三者に売却することができます。当該落札品の第三者への売却価格が当該落札品購入

代金を下回る場合、落札者は当社に対し、その差額に当該競売日または随意契約による第三者への売却日から支払い完了に至るまでの年 14.6%の割合による遅延損害金を加えた金員を支払わなければなりません。また、当該落札品の売却価格が当該落札品購入代金を上回る場合、落札者はその差額を当社に請求することはできません。

## 第五章 競売売却委託

### 14. 競売売却委託

(1) 当社に当社の名で競売により出品販売品を売却することを委託しようとする者は、本規約に関する約定に従い、競売による売却の委託を申込みものとします。

(2) 売却委託を依頼する者は、当社に対し、売却委託にかかる出品販売品について完全な所有権を有することまたは、完全な所有権に基づき売却委託をすることができる権限を有することを保証します。

(3) 当社は、売却委託者の同意がない限り、競売または図録等において名前の公表をしないものとします。

### 15. 最低売却価格（リザーブ価格）

(1) 売却を委託しようとする者は、出品の売却に際し最低売却価格を設定することができます。ただし、原則は、通常販売価格の 30%として、この価格は日本円によるものとします。

(2) 最低売却価格が設定された場合、当社は、特段の理由がない限り、最低売却価格を下回る価格で出品販売品を売却致しません。

(3) 当社は、出品の最低売却価格について落札者が得られないと判断する場合、いつでも売却委託者に対し最低売却価格の変更を申し入れ、売却委託者の同意のうえ、当該価格の変更をすることができます。

(4) 売却委託者は、当社といったん設定した最低売却価格を当社の同意なく変更することができません。

### 16. 出品手数料

売却委託者は、当社に対し、競売の成立時に、別途定める当社の出品手数料とこれに対する消費税を支払うものとします。

### 17. 解約

(1) 当社は、売却委託品が競売に不相当であると判断した場合および売却委託者が当社の指示に従わない場合には、受託の前後を問わず、いつでも売却委託契約の申込みを拒絶し、または解除することができます。

(2) 売却委託者は、売却委託契約を当社と締結した後は、売却委託契約を解除することはできません。ただし、当社が解除に同意した場合は、売却委託契約を解除できるものとします。

(3) 売却委託契約が解除された場合において、当社が売却委託品をすでに受領しているときは、当該売却委託品を、売却委託者の費用と危険負担において返送することができるものとします。

#### 18. 売却の通知

当社は、受託した売却委託品が落札された場合、その当日より 3 営業日以内にその旨を売却委託者に通知するものとします。

#### 19. 当社から売却委託者への代金支払い

当社は、売却委託者に対し、特段の取り決めのない限り、競売通知日から 30 日以内に落札価格から出品手数料及びこれに対する消費税の金額を差引いた金額を支払うものとします。ただし、落札者から当社への購入代金等の支払いが遅延した場合、当社は落札者からの支払いが確認されるまで、売却委託者への支払いを延期することができます。この遅延について、売却委託者は当社に対し、利息、損害金、損害賠償金などの請求をすることはできません。

### 第六章 その他雑則

#### 20. 規約変更

当社は、何らの予告なく本規約を変更することができるものとし、この変更は、競売人が競売日までに、ホームページ、書面（図録等への掲載を含む。）または競売会場・下見会場における変更告知書の掲示によって行い、その変更はその時から効力を発するものとします。

#### 21. 責任の範囲

(1) 当社は、本規約に当社が責任を負わないことが定められている場合は、いかなる理由があっても損害賠償の義務を負いません。

(2) 当社は、損害が天災、地変、戦争、内乱等、不測の事態等に起因する場合は、一切の損害賠償の義務を負いません。

(3) 当社が落札者に対し落札品の保管の義務を負う場合であって、前二項に規定する場合以外の人に、当社の故意、過失により落札品が紛失、盗難、滅失、毀損、欠損、汚損、摩耗した場合は落札者との関係において下記規定に従うものとします。

1) 落札品が紛失、盗難、滅失、および重大な毀損、欠損、汚損、摩耗をした場合は、当社と落札者との間の売買契約は解除され、落札者は購入代金の支払いを免れます。また、当社がすでに購入代金（手数料、手数料に対する消費税および当社が認める諸経費を含む。以下本項において同じ。）を受領している場合は、当社はこれを無利息で返還するものとします。

2) 落札品が重大でない毀損、欠損、汚損、摩耗をした場合は、当社は落札者に対し、落札価格に対する毀損、欠損、汚損、摩耗に見合う損害額の算出分だけ購入代金を減額するものとします。

3) 毀損、欠損、汚損、摩耗の有無、その程度、損害額については、落札者が立証責任を負うものとします。

## 22. 債権譲渡等の禁止

落札者、競売売却委託者、その他競売関係者は、本規約に基づく当社に対する権利、地位を譲渡することはできず、かつ担保に供することはできません。

## 23. 紛争解決

(1) 甲及び乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、小倉地方裁判所を第1審の専属的管轄裁判所とすることを合意する。